

平成30年（行ウ）第8号 行政文書一時不開示処分取消請求事件  
原告 佐藤博文  
被告 国（処分行政庁 防衛大臣）

## 第1準備書面

2018年10月19日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 池 賢



### 第1 本書面の目的

本書面は、被告第1準備書面に対する認否をするとともに、被告に対して釈明を求めるものである。

被告第1準備書面に対する反論は、被告の求釈明に対する回答を待って行う。

### 第2 被告第1準備書面に対する認否

1 「第2 本件訴訟に至る経緯」について  
概ね認める。

2 「第3 被告の主張」について

(1) 「1」について

被告の主張につき、被告が書証として提出する乙1号証及び乙2号証に同趣旨の記載があるという限りで認める。

かかる法解釈の正当性については争う。

(2) 「2」について

「(1)」については不知。「(2)」については認める。

(3) 「3」について

ア 「(1)」について

認める。

イ 「(2)」について

自殺した自衛隊員の氏名が「特定の個人を識別することができる」に

関する情報であることに争いはないが、それ以外のすべての項目が、氏名により識別される特定の個人に関する情報に当たるとの主張は争う。

別紙3記載の項目名および項目の意味からは、当該情報が開示されたとして直ちに特定の個人を識別することができる情報にはならないからである。例えば、氏名を秘した状態で、「方面」、「所属」、「年齢」、「階級」、「場所」、「出身」、「海外派遣」の欄のいずれかあるいは複数が開示されていたとしても、およそ特定の個人を識別することは困難だからである。

被告の主張を前提としても、そのすべてが非開示とすることは、法の解釈を誤っているとのそしりを免れない。

#### ウ 「(3)」について

争う。

被告の主張を前提としても、個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素となる（乙2、74頁）。

本件開示請求は北部方面隊の自殺者についてのものであったが、本件文書は陸上自衛隊全体の自殺者の一覧表である。

平成28防衛白書によれば、陸上自衛隊の定員は15万863人、2016年3月31日現在の現員数は13万8610人である。他方、平成28年度の自殺者は46人である（甲3の16）。このように開示の対象となる集団の構成員が極めて大きい場合には、当該個人が識別される可能性は一般的に低いとされる。

例えば、被告の説明によれば、「所属」は「所属する部隊等（最小単位では中隊等（50名程度の集団）レベルまで記載）」であるというから、相當に小規模の集団といえる。百歩も千歩も譲って、このレベルであれば被告の主張を前提にすれば非開示とすることは了解できる。しかし、氏名や自殺年月日を秘した状態で「方面」、「階級」、「場所」、「海外派遣」欄のいずれかあるいは複数が開示されていたとしても、遺族等であってもおよそ特定の個人を識別することは困難だからである。

被告の主張を前提としても、そのすべてが非開示とすることは、法の解釈を誤っているとのそしりを免れない。

#### エ 「(4)」について

争う。

被告の主張は、不当に「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」の解釈を広げるものである。

被告が引用する乙2号証75頁は、「例えば、カルテ、反省文のように、個人の人格と密接に関係する情報については、当該個人がその流通

をコントロールすることが可能であるべき」という。

被告の主張を前提として、遺書の具体的記載内容、あるいは自殺時の具体的状況などについては個人の人格と密接に関係する情報といいうるであろう。しかし、本件不開示部分をみると、「方法」及び「備考（遺書）」の欄を見ると、せいぜい4文字程度の記載欄しかない。とすれば、そこに記載されていると思われる文言は極めて抽象的なものと思われる。例えば、「方法」欄には「縊死」や「溺死」、「失血死」程度の記載しかないと思われるし、「備考（遺書）」欄には、「有」「無」程度の記載しかないと思われる（欄の幅とともに、行の高さからしても、複数行にわたって記載されているとは思われない）。とすれば、かかる情報が開示されたとしても、そもそも個人の特定はなされていないうえ、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとは全く言えない。

被告の主張を前提としても、そのすべてが非開示とすることは、法の解釈を誤っているとのそしりを免れない。

### 第3 求釈明事項

#### 1 「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報の被告の解釈について

##### (1) 求釈明事項

本件不開示部分について、次に掲げる各場合について、「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報とする理由を明らかにされたい。

- ① 氏名を不開示としたうえで、「方面」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ② 氏名を不開示としたうえで、「所属」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ③ 氏名を不開示としたうえで、「階級」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ④ 氏名を不開示としたうえで、「場所」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑤ 氏名を不開示としたうえで、「海外派遣」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑥ 氏名を不開示としたうえで、「方面」及び「所属」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑦ 氏名を不開示としたうえで、「方面」及び「階級」を開示することで

特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。

- ⑧ 氏名を不開示としたうえで、「方面」及び「場所」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑨ 氏名を不開示としたうえで、「方面」及び「海外派遣」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑩ 氏名を不開示としたうえで、「方面」、「所属」及び「階級」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑪ 氏名を不開示としたうえで、「方面」、「所属」及び「場所」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑫ 氏名を不開示としたうえで、「方面」、「所属」及び「海外派遣」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑬ 氏名を不開示としたうえで、「方面」、「階級」及び「場所」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑭ 氏名を不開示としたうえで、「方面」、「階級」及び「海外派遣」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑮ 氏名を不開示としたうえで、「方面」、「場所」及び「海外派遣」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑯ 氏名を不開示としたうえで、「方面」、「所属」、「階級」及び「場所」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑰ 氏名を不開示としたうえで、「方面」、「所属」、「階級」及び「海外派遣」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑱ 氏名を不開示としたうえで、「方面」、「所属」、「場所」及び「海外派遣」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。

## (2) 求釈明の理由

被告は、本件不開示部分は、すべて「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報であるとして、一律不開示としている（第1準備書面第3・3(2)）。

原告も、自殺した自衛隊員の氏名が「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報であることは争わない。しかし、氏名が秘匿された状態で「方面」、「所属」、「階級」、「場所」、「海外派遣」の項目のいずれもが開示されない理由はないと考える。被告の法解釈について、具体的な事例に基づき釈明を求める。

## 2 「その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができる」個人に関する情報の被告の解釈について

### (1) 求釈明事項

本件不開示部分について、次に掲げる各場合について、「その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができる」個人に関する情報とする理由を明らかにされたい。

- ① 氏名及び所属を不開示としたうえで、「方面」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ② 氏名及び所属を不開示としたうえで、「階級」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ③ 氏名及び所属を不開示としたうえで、「年齢」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ④ 氏名及び所属を不開示としたうえで、「場所」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑤ 氏名及び所属を不開示としたうえで、「海外派遣」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑥ 氏名及び所属を不開示としたうえで、「方面」及び「階級」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑦ 氏名及び所属を不開示としたうえで、「方面」及び「年齢」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑧ 氏名及び所属を不開示としたうえで、「方面」及び「場所」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑨ 氏名及び所属を不開示としたうえで、「方面」及び「海外派遣」を開

示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。

- ⑩ 氏名及び所属を開示したうえで、「方面」、「階級」及び「年齢」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑪ 氏名及び所属を開示したうえで、「方面」、「階級」及び「場所」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑫ 氏名及び所属を開示したうえで、「方面」、「階級」及び「海外派遣」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑬ 氏名及び所属を開示したうえで、「方面」、「年齢」及び「場所」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑭ 氏名及び所属を開示したうえで、「方面」、「年齢」及び「海外派遣」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑮ 氏名及び所属を開示したうえで、「方面」、「場所」及び「海外派遣」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑯ 氏名及び所属を開示したうえで、「方面」、「階級」、「年齢」及び「場所」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。
- ⑰ 氏名及び所属を開示したうえで、「方面」、「階級」、「年齢」及び「海外派遣」を開示することで特定の個人を識別することができる個人情報に該当すると判断した理由。

## (2) 求釈明の理由

被告は、本件不開示部分は、すべて「その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができる」個人に関する情報であるとして、一律不開示としている（第1準備書面第3・3(3)）。

原告も、自殺した自衛隊員の氏名が「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報であることは争わない。しかし、被告の主張を前提として、所属が相当小さい集団をも記載している可能性を前提としたとしても、氏名が秘匿された状態で「方面」、「階級」、「年齢」、「場所」、「海外派遣」の項目のいずれもが開示されない理由はないと考える。被告の法解釈について、具体的な事例に基づき釈明を求める。

3 「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」個人に関する情報の被告の解釈について

(1) 求釈明事項

本件不開示部分につき、「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報に当たらない場合に、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」個人に関する情報と判断した点について、以下の諸点について明らかにされたい。

- ① 本件不開示部分のうち、自殺の方法欄に詳細な方法が記載されているか。詳細な方法の記載がない場合に、いかなる理由で個人の人格と密接に関連すると判断したのか明らかにされたい。
- ② 本件不開示部分のうち、遺書に関する欄に、遺言の具体的な内容が記載されているか。遺言の具体的な内容が記載されていない場合及びその有無の記載しかない場合に、いかなる理由で個人の人格と密接に関連すると判断したのか明らかにされたい。
- ③ 「方面」の開示が、いかなる理由で個人の権利利益を害するおそれがあると判断したのか明らかにされたい。
- ④ 「所属」の開示が、いかなる理由で個人の権利利益を害するおそれがあると判断したのか明らかにされたい。
- ⑤ 「年齢」の開示が、いかなる理由で個人の権利利益を害するおそれがあると判断したのか明らかにされたい。
- ⑥ 「階級」の開示が、いかなる理由で個人の権利利益を害するおそれがあると判断したのか明らかにされたい。
- ⑦ 「場所」の開示が、いかなる理由で個人の権利利益を害するおそれがあると判断したのか明らかにされたい。
- ⑧ 「海外派遣」の開示が、いかなる理由で個人の権利利益を害するおそれがあると判断したのか明らかにされたい。
- ⑨ 生存している個人と死亡した個人とで、公にすることで害されるおそれのある個人の権利利益について差異はないものと考えているのかどうか明らかにされたい。死亡した個人に遺族がいない場合においても同様であるかどうかについても明らかにされたい。

(2) 求釈明の理由

個人識別情報ではないのに、なお公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるために開示をしないというのは、例外的規定であるから、いかなる判断基準に基づいて当該情報を開示しないと判断したのか、具体的な理由を明らかにされたい。

以上